

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構  
平成30年度大学機関別認証評価申請要項

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が平成30年度に実施する学校教育法第109条第2項に規定される大学機関別認証評価に関する申請の手続等は、次のとおりです。

1 申請の資格

- (1) 平成30年3月31日現在において、当該大学としての学年進行を終了している大学とします。
- (2) 機構の評価を受けた翌年度から起算して5年目以降の大学とします。

2 申請手続等

- (1) 申請は、平成29年9月29日（金）必着とします。
- (2) 評価を希望する大学は、「大学機関別認証評価申請書」（別添様式）を作成し、機構へ郵送により提出してください。
- (3) 機構は、評価を希望する大学からの申請書受理後、当該大学に対し申請受理通知書を送付します。

3 評価手数料

- (1) 評価を実施するに当たって、評価手数料を徴収します。

（	基本費用	3, 693, 600円	）
	1 学部当たり	648, 000円	
	1 研究科当たり	648, 000円	

- (2) 夜間学部（研究科）について、同じ種類の昼間学部（研究科）を開設し、同一の施設等を使用している場合は、それらを1学部（研究科）として評価手数料を徴収します。
- (3) 通信教育を行う学部（研究科）について、昼間又は夜間において授業を行う学部（研究科）が通信教育を併せ行う場合は、それらを1学部（研究科）として評価手数料を徴収します。
- (4) 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第43条、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第31条等の規定による教育課程の共同実施制度に基づき学部（研究科）等が設置されている場合には、設置するそれぞれの大学から1学部（研究科）の評価手数料を

徴収します。なお、大学院設置基準第7条の2の規定による連合大学院制度に基づき協力して教育研究を実施する場合には、基幹となる大学院を設置する大学から1研究科の評価手数料を徴収します。

- (5) 学部には学校教育法第85条に定める学部以外の教育研究上の基本となる組織を、研究科には同法第100条に定める研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含みます。
- (6) 学年進行中の学部（研究科）（平成30年4月開設を含む。）については、それぞれ1学部（研究科）として評価手数料を徴収します。
- (7) 改組・転換等による新たな学部（研究科）の設置に伴い学生募集を停止した学部（研究科）については、評価手数料を徴収しません。

#### 4 評価手数料の払込

- (1) 機構は、評価を申請した大学（以下「申請大学」という。）に対し、請求書を平成30年4月末日までに送付します。
- (2) 申請大学は、平成30年6月29日（金）までに機構の指定する銀行口座に評価手数料を振り込んでください。その際の振込手数料は、申請大学の負担とします。

#### 5 評価の実施等

機構は、申請大学からの自己評価書の提出及び評価手数料の払込確認後、当該大学の評価に着手します。

評価結果は、評価報告書として、申請大学及びその設置者に提供するとともに、機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。なお、その際、評価結果とともに、申請大学から提出された自己評価書についても機構のウェブサイトに掲載することとしています。

#### 6 その他

- (1) 申請大学が、やむを得ない事情により申請を取り下げる必要が生じた場合には、事前に機構と協議をお願いします。
- (2) この要項に定めるもののほか、申請に関し必要な事項は、機構が別に定めます。

#### 7 申請書送付先

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1  
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構  
評価事業部評価支援課大学評価係

※ 封筒の表面の左側部に「大学機関別認証評価申請書在中」と朱書きしてください。